

枚方アーチェリークラブ 規 約



2024年5月25日 一部改正

規約目次

第 1 条	(名称)	1
第 2 条	(設立日)	1
第 3 条	(事務所)	1
第 4 条	(目的)	1
第 5 条	(活動)	1
第 6 条	(活動場所)	1
第 7 条	(会員)	1
第 8 条	(役員)	2
第 9 条	(顧問)	2
第 10 条	(役員を選出)	2
第 11 条	(役員の兼務)	3
第 12 条	(役員任期)	3
第 13 条	(役員会)	3
第 14 条	(総会)	3
第 15 条	(会計監査員)	4
第 16 条	(特別指導員)	4
第 17 条	(指導員)	4
第 18 条	(グリーンバッジの取得)	4
第 19 条	(会計)	5
第 20 条	(運営規則)	5
第 21 条	(規約外事項)	5
附 則		5

枚方アーチェリークラブ規約

(名称)

第1条 名称は、「枚方アーチェリークラブ」(以下「本クラブ」という。)と称する。

(設立日)

第2条 本クラブの設立日を「2009年10月1日」とする。

(事務所)

第3条 本クラブの主たる事務所を部長宅に置く。

(目的)

第4条 アーチェリー活動を通じて個々人の生活を豊かにするとともに、健全な心身を育成し、地域社会におけるアーチェリーの普及と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 本クラブは、前条の目的を達成するため次の各号に定める活動を行う。

- (1) 定期競技会の開催
- (2) 枚方市民スポーツ事業への参加
- (3) アーチェリー公式試合への参加
- (4) 初心者の育成と指導
- (5) 近隣各クラブとの交流会及び親睦会の開催
- (6) 安全なアーチェリー練習場及び競技場の確保
- (7) その他、本クラブの目的達成のために必要な活動

(活動場所)

第6条 本クラブの主たる活動場所は、枚方市立渚市民体育館のスカイアリーナとする。

- 2 主たる活動場所以外においては、必ず公営アーチェリー場又は公式試合会場で活動し、他の場所でクラブ活動は行わない。

(会員)

第7条 本クラブは、個人登録会員(以下「クラブ員」という。)で構成する。

- 2 クラブ員は、経験の有無を問わず、第4条の目的及び第5条の活動に賛同する者をいう。
- 3 本クラブへの入部、休部、退部等については、別に定める運営規則による。
- 4 クラブ員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、役員会の決議により除名することができる。

なお、除名された者については、いかなる理由があろうと、再入部は認めない。

- (1) 本クラブの名誉を著しく傷つける行為、又はクラブ員としての品位を損なう行為があったとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 本規約に違反したとき。
- (4) その他、クラブ員として不適当と認める相当の事由が発生したとき。

(役員)

第8条 本クラブには次の役員を置く。

役員名	人数	主要職務
部長	1名	本クラブ代表・統括、体育館窓口
副部長	1名	部長・その他役員の補佐 スターバッジ・全日会員システム管理責任
渉外	1名	府連窓口、各種公式試合申請(大阪府アーチェリー連盟競技会のみ)、第二口座の管理
総務	1名	事務局、名簿管理、スポーツ保険申請、入会・体験申請書等の管理
広報	1名	ホームページの管理
会計	1名	部費・入会金の徴収・管理、各種支払等会計業務 第一口座の管理

※クラブ内の試合の案内・進行及びイベント等については、役員会で調整のうえ実施する。

※役員役職については、通常総会后、決定しだい速やかに本クラブのホームページ等に掲載し全クラブ員に周知する。

(顧問)

第9条 本クラブに顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本クラブに功労のあった者のうちから、部長が推薦し、役員会で承認を得た者をいう。
- 3 顧問は、本クラブの運営に関し、指導助言をするほか、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員を選出)

第10条 現部長は、次年度部長を前年度までの役員経験者から指名することができる。

- 2 部長を除く役員を選出は、役員経験者でない者から選出する。但し、前年度入部者は役員候補者から選出しないものとする。
- 3 部長を含む役員は、名簿順(50音順)で原則選出する。

- 4 役員未経験者の人数が役員数（部長を除く）に満たなかった場合は、全クラブ員から前3項の規定にのっとり選出するものとする。

（役員の間務）

第11条 クラブ員数不足等に陥った場合は、役員は他の役員を兼務することができる。

（役員の間期）

- 第12条 役員の間期は、通常総会終了時から翌年の通常総会終了時までの1年とし、毎年改選する。再選はできる限り避けるものとし、前任者は1か月を目処に引継ぎを行い、最低3か月間は新任の補佐につくものとする。
- 2 補欠の役員の間期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 間期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。
 - 4 役員がクラブ員でなくなった場合においては、その役員はその地位を失う。

（役員会）

- 第13条 役員会は、本クラブの「運営に関する事項」「指導方針」「事業」等を協議策定するために構成する。
- 2 役員会は、部長が必要に応じて招集する。
 - 3 役員会の議長は、部長が務める。
 - 4 役員会は、役員の間半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席役員の間過半数で決する。
 - 5 部長が必要と認めた者は、役員以外の者であっても役員会に出席させることができる。

（総会）

- 第14条 総会は、本クラブの最高議決機関とし、クラブ員で構成する。
- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。
 - 3 通常総会は毎年1回年度初めに開催する。年度とは4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 4 臨時総会は、次の各号に定めるいずれかに該当する場合に開催する。
 - （1）部長が必要と認めたとき。
 - （2）クラブ員の間3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - 5 部長は、総会におけるクラブ員の間意思決定にあたって、事前に必要な資料を整備し、適切な判断が行われるよう努めるものとする。
 - 6 総会の議長は、出席クラブ員の間から1名選出する。
 - 7 議事は出席クラブ員の間過半数で決し、可否同数の場合は議長の間決するところによる。
 - 8 通常総会の議決事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業報告及び収支決算、事業計画及び収支予算
- (2) 規約の改廃
- (3) 役員を選任
- (4) その他、運営上に関する重要事項

(会計監査員)

第15条 本クラブの会計を監査するため、1名の会計監査員（以下「監査員」という。）を置くものとする。

- 2 監査員は、前年の会計担当役員が務めるものとし、任期については、第12条「役員の任期」に準じるものとする。
- 3 監査員は、通常総会において承認された予算に従って適正に会計が行われているか確認し、次の通常総会で監査報告をしなければならない。
- 4 監査員は、必要に応じて役員会に出席して意見を述べることができる。但し、役員会の各議題の議決には加わることはできない。
- 5 監査員は、役員を兼務することはできない。

(特別指導員)

第16条 本クラブでは、クラブ員の知識・技能の向上を目指すため特別指導員を外部から招くことができる。

- 2 特別指導員は、アーチェリーの実践活動の経験と知識が豊富で、指導者としてふさわしい充分の技量を有する者でなければならない。
- 3 特別指導員は、部長が推薦し役員会で承認された者をいう。
- 4 特別指導員は、本クラブ主催の月例会・渚カップ・忘年会等クラブ行事の参加について、クラブ員と同等に扱うものとする。

(指導員)

第17条 本クラブでは、講習生、初心者等（以下「入門者」という。）に対しアーチェリーの知識、技能の基本を指導するため指導員を置くことができる。

- 2 指導員は、部長が承認した者をいい、特に任期は設けないものとする。
- 3 指導員は、入門者に対し、全日本アーチェリー連盟及び大阪府アーチェリー連盟の指導・通達に則り、先ず安全指導を行わなければならない。
- 4 指導期間については、指導員立会の下、30メートルアウトドアラウンド36射200点以上の得点を取得すれば終了し、スカイアリーナ利用登録証の発行を認めるものとする。

(グリーンバッジの取得)

第18条 全日本アーチェリー連盟交付のグリーンバッジは、月例会、練習試合等で30メートルアウトドアラウンド36射200点以上、又は18メートルインドアラウンド

60射240点以上のいずれかを記録した者に対し、取得依頼があれば申請するものとする。

なお、申請に係る費用は、自己負担とする。

(会計)

第19条 本クラブは、部費、補助金、寄付金及び雑収入で運営する。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会計担当役員は、本クラブの収入及び支出を帳簿に記載しなければならない。
- 4 会計担当役員は年度終了後に、査役員の監査を受けた後、通常総会で会計報告と次年度予算の報告をし、その承認を得なければならない。
- 5 部費の徴収方法等については、別に定める運営規則による。

(運営規則)

第20条 本クラブの活動及び運用等については、本規約に定めがあるもののほか、運営規則を定めるものとする。

- 2 運営規則は、役員会の決議で改廃できるものとする。

(規約外事項)

第21条 本規約及び運営規則に定めがない事項で疑義が生じた場合は、役員会に諮り協議の上円滑に対処しなければならない。

附 則

本規約は、2009年10月1日より施行する。

2010年	4月11日	一部改正
2012年	4月11日	一部改正
2013年	4月11日	一部改正
2014年	11月27日	一部改正
2015年	3月22日	一部改正
2016年	3月1日	一部改正
2017年	4月16日	一部改正
2020年	7月23日	一部改正
2024年	5月25日	一部改正